

## 住宅防音工事説明会を開催します

成田国際空港の更なる機能強化(3本目の滑走路建設等)に伴い、新たに騒防法第1種区域となる住民を対象に、成田国際空港(株)及び(公財)成田空港周辺地域共生財団が住宅防音工事の概要について説明します。

※住宅防音工事に係るお問い合わせは、随時受け付けていますので、下記へお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、説明会が中止となる場合があります。

### 問NAA地域共生部住宅防音工事担当

☎0476-34-5874  
NAA山武地域相談センター  
☎0120-84-1226  
企画空港課空港班  
☎84-1279

### ◎説明会日程表

とき		ところ
4月18日(土)	①午後2時～ ②午後6時～	文化会館 集会室
4月26日(日)	①午後2時～	町民会館 大ホール
5月16日(土)	①午後2時～ ②午後6時～	町民会館 大ホール
5月21日(木)	①午後6時～	文化会館 集会室

※説明会は、各回とも1時間程度で同じ内容です。ご都合の良い日時にお越しください。

対象	地区名(大字)
新たに第1種区域に指定される地区	木戸台・小堤・寺方・曾根合・於幾・坂田・坂田池・取立・長倉・牛熊・谷台・横芝・古川・両国新田・栗山・宝米・市野原・傍示戸・富下・虫生新井の一部・芝崎の一部・宮川の一部(栗山川の西側)

## 合併浄化槽の設置・維持管理・補助制度

### 設置と維持管理

#### ■浄化槽を設置する前に下表の届出などが必要です

建築確認を伴う浄化槽の設置	建築確認審査機関等へ提出する書類に必要書類が含まれています
建築確認を伴わない浄化槽の設置	工事着工予定日の12日以上前に設置届等を山武地域振興事務所へ提出
浄化槽使用開始報告書	使用開始後30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送
浄化槽使用廃止届	廃止後30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送
浄化槽管理者変更報告書	管理者(持ち主)が変わってから30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送

#### ▶設置工事は専門業者に依頼してください

県に登録のある業者または届出を行っている業者に依頼してください。(県ホームページで確認できます)

#### ▶浄化槽の機能を維持し悪臭や水質汚濁を防ぐため、次のことを行ってください

- ①保守点検 県に登録のある業者に依頼し、作成された保守点検記録票を3年間保存してください。
- ②定期清掃 許可を受けた業者へ依頼し、年1回以上の清掃をしてください。
- ③法定点検 浄化槽の機能が維持されているかを(公社)千葉県浄化槽センターが検査します。浄化槽使用開始後3か月から8か月の間に1回、その後は毎年検査を受ける必要があります。

### 補助制度

町では、公共水域の水質保全のため、既存の「単独(し尿)浄化槽」や「汲み取り便槽」から合併処理浄化槽への転換工事を実施する場合に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

合併浄化槽へ転換し、栗山川をきれいにしませんか。詳しくは、環境防災課環境班へお問い合わせください。

#### 【注意点】

- 補助金の交付を希望する方は、工事を始める前(計画段階)にご相談ください。
- 既に工事を始めている場合は、対象となりません。
- 建物の新築(建替えを除く)で転換工事を実施せずに合併処理浄化槽を設置する場合や、建替えを伴う汲み取り便槽からの転換の場合は対象となりません。
- 販売目的・別荘などは対象となりません。

問環境防災課環境班 ☎84-1216